

平成30年度第2回
札幌市屋外広告物審議会

会 議 録

日 時：平成30年10月23日（火）午後2時開会
場 所：札幌すみれホテル 3階 ヴィオレC

1. 開 会

○事務局（加藤道路管理課長） 定刻となりましたので、ただいまより、平成30年度第2回札幌市屋外広告物審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しいところをご出席賜りまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます札幌市建設局総務部道路管理課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

以後、着席にて進めさせていただきます。

本日の会議ですが、都合により、北海道大学大学院工学研究院准教授の野村委員、株式会社「a」代表取締役の林委員、株式会社佳総合設計室代表取締役の堀田委員が欠席となっておりますが、当審議会の委員数15名のうち、12名の委員が出席いただいております。札幌市屋外広告物条例施行規則第30条第3項に規定する過半数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

2. 総務部長挨拶

○事務局（加藤道路管理課長） それでは、会議の開会に当たりまして、札幌市建設局総務部長の蓮実からご挨拶を申し上げます。

○蓮実総務部長 建設局総務部長の蓮実と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、お忙しいところをこのようにお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

審議会の委員の皆様には、日ごろより、本市屋外広告物行政の推進に対して格別のご高配を賜りまして、心より感謝しております。

皆様もご存じのとおり、本年、本市は、北海道胆振東部地震や大型台風など、相次いで自然災害に見舞われております。幸いにも委員の皆様方のご尽力のおかげもありまして、今回の災害では看板落下に伴う事故がなく、日ごろの準備や確認がいかに大切かということを改めて実感した次第であります。

さて、6月に開催しました今年度第1回の審議会では、主に安全点検の強化を目的とした本市の屋外広告物条例及び施行規則の改正についてご説明させていただき、委員の皆様には、活発なご議論と貴重なご意見を賜ったところです。

少しお時間があいてしまいましたけれども、本日の審議会では、前回のご意見を踏まえ、事務局で練り直した内容についてご説明させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願したいと存じます。

簡単ではありますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

○事務局（加藤道路管理課長） ありがとうございます。

◎連絡事項

○事務局（加藤道路管理課長） それでは、審議に先立ちまして、委員の交代等もございましたので、ご報告をいたします。

札幌商工会議所の菊嶋委員が退任されまして、同じく札幌商工会議所の水落常務理事が10月1日付で委員に就任されてございます。

今回は、昨年の改選以来2度目の審議会開催になります。水落委員のほか、飯塚委員と小林委員におかれましても、改選後の初めてのご参加となりますので、議題に入る前に、改めて全委員から自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、大萱会長から時計回りに、それぞれ簡単に自己紹介をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○大萱会長 会長を務めさせていただいております大萱でございます。

この委員会に関わってからだいぶ時間がたっておりまして、そろそろお役目を解いていただきたいと思っている昨今でございますが、できるだけお役に立てますように頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○上遠野副会長 札幌市立大学デザイン学部の上遠野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○朝倉委員 協同組合北海道ネオン電気工業会の朝倉と申します。

私どもは受益者ではありますが、この審議会においていろいろとご指導いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○飯塚委員 飯塚と申します。

私は、演劇公演とか、パフォーミングアーツのマネジメント、コーディネート等の仕事をしておりまして、この会議は門外漢ですが、私なりの立場からお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林委員 初めまして。広告代理店電通北海道の小林と申します。

今回、初めて参加させていただくことになりました。

専門的なことは余りわからないのですが、なるべくお力になればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○新貝委員 新貝建築事務所の新貝と申します。

前回から含めて2回目の出席になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○外崎委員 北海道開発局札幌開発建設部調査官の外崎と申します。

国道上の管理の関係でこの会に参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○縄田委員 北海道庁都市計画課長の縄田と申します。

北海道胆振東部地震については、道内におきましても、幸い札幌市さんと同様に、屋外広告物の落下の事故等については報告がない状況でございます。

引き続き、皆様方からご指導などをいただきながら適切に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○藤田委員 業界団体の者でございます。北海道の屋外広告業の団体連合会、札幌広告美術協会の藤田と申します。

我々の、特に業界にかかわることなので、ひとつご審議いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○古谷委員 有限会社プラス・エスの古谷と申します。

デザインコーディネートをしております。よろしくお願いいたします。

○水落委員 札幌商工会議所の水落と申します。

初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部委員 公益社団法人日本サインデザイン協会の渡部と申します。

屋外広告物と札幌の景観について、サインデザイン協会として広告景観の向上にお力になれることを願って参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（加藤道路管理課長） ありがとうございます。

次に、本市事務局の職員を紹介させていただきます。

まず、建設局総務部長の蓮実でございます。

続きまして、総務部道路管理課広告物対策担当係長の鎌田でございます。

続きまして、総務部道路管理課広告物対策担当の北岡でございます。

以上で、委員の方々と事務局職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、本日の資料については、皆様のお手元にクリップ留めのものを一部お配りしておりますが、ございますか。

続きまして、会議及び会議録の公開についてですが、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づきまして、会議等は原則公開となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思いますが、これからの議事進行につきましては、大萱会長にお願いしたいと思います。

大萱会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 題

○大萱会長 それでは、ここからは私が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

審議事項は、札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の改正についてでございます。

それでは、早速ですが、審議に入りたいと思います。

まず、今回の審議内容について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） それでは、私から、今回の審議事項について説明させていただきます。

まず、お手元の資料ですが、クリップ留めでお配りしているものについては、2枚、2

枚、1枚の3部でございまして、合計5枚になっております。あるいは、一遍に5枚とまっているものもあるかもしれませんが、中身については、審議事項という資料が2枚物で、その次に、審議事項（前回会議）と書かれているものが2枚物でございまして。最後に、ちょっとカラフルな表になっている1枚物がございまして。お手元にない方はいらっしゃいませんか。

それでは、大変申しわけないのですが、前回からの期間があいてしまいましたので、前回のおさらいから簡単にお話しさせていただきたいと思っております。

それでは、審議事項（前回会議）と書かれているものをごらんください。

札幌市屋外広告物条例・規則の改正についてでございます。

まず、1番の改正理由です。

改正理由としましては、国交省のほうで、屋外広告物条例ガイドライン（案）というものが、安全点検を強化した内容で平成28年に提示されまして、本市としても同様に安全性を強化する内容の改正を行いたいという趣旨でございます。

2番の改正の時期ですが、来年の3月に公布、同じく4月の施行を予定しております。こちらは、北海道と改正時期を合わせて行っていきたいと考えているところでございます。

次に、3番の改正の内容です。

改正の内容については、大きく（1）から（6）まで6項目ございまして。そのうち、（1）から（3）までが国交省が提示されたガイドライン（案）に合わせた内容での改正、（4）から（6）までの三つが、その他、本市独自の改正ということで行いたいと思っております。

それでは、（1）からご説明いたします。

（1）につきましては、屋外広告物の設置者または管理者に加えて、所有者または占有者という文言が新たに出てきまして、これらにも管理義務規定を設けるという内容でございます。

こちらの所有者、占有者というものは、民法717条に同様に出てきた内容に合わせて、屋外広告物のほうでも所有者、占有者という文言を入れようといった内容だと思われまますが、設置者と管理者だけだと、場合によってはそのどちらもないということが生じます。

例えば、看板を設置して広告を出していたけれども、看板業者が倒産してしまってもそのまま放置されて、設置者も管理者もいなくなってしまう、結局、その広告物による事故があったときに、その責任が問えなくなってしまうということ为了避免するために、所有者、占有者という文言を入れたものです。

例えば、その看板がどこかの土地に立っていたとして、看板業者さんが倒産したら、その土地の所有者が占有者として、その看板に何かあったときに責任を問えるようにするということです。責任を負える方としてどなたかが必ず該当するということで、責任を負えるような方がいないということ为了避免するために設定したものと認識しております。

次に、（２）ですが、こちらが今回の改正のメインです。

屋外広告物の管理者については、屋外広告物の大きさによって必要な資格が変わったりするのですが、例えば、３年に１回などの点検時は、必ず有資格の点検者の方に点検をしていただきますという内容になっております。

対象の屋外広告物については、管理者を要する全ての屋外広告物と書いてあります。例えば、管理者を要しないものは、逆にどういうものかといいますと、はり紙とか、のぼり旗とか、一般的な簡易な広告物だと思ってください。そういったものを除く全ての屋外広告物については、対象として責任を持って、資格を持っている方に点検をしていただくというものになります。

点検者資格については、別表のとおりとなっているのですが、米印で広告物の大きさ等にかかわらず一律と書いてあります。

条例改正をした市や県などは幾つかあるのですが、ここでは、高さが４メートル以上の広告物に限るとか、大きさが１基１０平米以上のものに限るとか、そういった条件をつけているところも結構あるのですが、札幌市は小型なものなどについても有資格の点検者に点検していただくことになっております。

１枚めくっていただきますと別表が幾つかありますが、真ん中の別表２、管理者資格と点検者資格をごらんください。

広告物は、１基当たり１０平米以下の広告物と１基当たり１０平米を超える広告物の二つに大きく分かれております。１０平米を超える大きさの広告物に対しては、日ごろ管理する管理者につきましても、有資格の管理者を必須としております。したがって、管理者になっている者が基本的にはそのまま点検者として点検していただければ、原則問題ないというのが１０平米を超えるものになります。

なお、前回会議になかった緑色のＡの部分やオレンジ色のＢの部分は後で説明させていただきます。また、⑦の法人管理者というものについても後ほど説明させていただきますが、原則的には、①から⑥までの管理者がそのまま更新時に点検者として点検をしていただければ大丈夫なので、今回の改正に伴う影響はほぼないような広告物になります。これにつきましても後ほどお話しいたします。

それに対しまして、左側の１基当たり１０平米以下のものですが、こういった広告物は管理者の資格が不要となっておりますので、資格の全くない方も管理者として管理できるのですけれども、そういった広告物についても有資格の点検者がしっかりと点検するようにしましょうということになっております。つまり、管理者がそのまま点検できるわけではないので、ここの部分が今回の条例改正による影響の大きい部分になります。

それでは、次に、（３）番でございます。

こちらは、有資格の点検者が点検を終えて、その報告書を出すタイミングについて、基本的に許可の更新時という内容でございます。

屋外広告物は、広告物によって許可の更新の期間が違うのですが、大型のものは大体３

年の許可を与えておりますので、基本的には、3年に1回の更新時に有資格の点検者に点検をしていただいて、更新時に点検報告書を出していただくというものを規定するものです。

そのほかに、市長が安全管理上、必要があると認めた場合についても提出していただくことになっているのですが、点検は基本的にコストがかかりまして、業者の方の負担もございますので、正直、乱発はできません。そのため、例えば、大きな事故が起こった際など、必要に応じて点検するようなことを想定して規定しております。

次に、点検報告書についてです。

様式を一部修正と書いているのですが、これは、点検者欄の追加を行うというものでして、国交省のほうでも安全点検報告書の様式を変えるような（案）が出ているのですが、札幌市では、既に、国交省から（案）が出る前に、安全点検報告書を非常に細かくて、よいものに変えておりますので、そちらの方で行います。

ただ、今までと違うのは、写真も添付して、よりわかりやすくしましょうということで、そういったところが新たな点でございます。

それでは、1枚めくっていただいて、次に、その他の改正項目でございます。

まず、（4）の除却届の規定を設けるということです。

札幌市では、条例上に許可期間を過ぎた広告物については、直ちに除却することという規定があるのですが、除却して具体的にどうするのかという規定が実はありませんでした。そのため、その際には、除却届という用紙を出して報告してくださいという内容でございます。

次に、（5）ですが、先ほど申し上げましたが、札幌市では本市独自で特例規定を設けておりまして、1基当たり10平米を超える広告物については有資格の管理者が必要ということと、原則、大型の広告物の許可期間は3年ということでございますが、こちらは、許可期間を1年以内と短くするかわりに、有資格ではなく、無資格の管理者でも受けますという特例規定がありました。ところが、こちらの特例規定は約20年近く前にできたもので、恐らく札幌市の情勢は当時と変わっていて、有資格の管理者となる方が一定数きちんといることもわかりますので、こういった特例規定はもう必要ないであろうということで、これを削除したいということでございます。

最後に、（6）の有資格管理者の資格として必要な屋外広告物講習会についてです。

これまでは、開催地が北海道のものに限定していたのですが、内容として、特に北海道に特化したものではないので、対象を全国に広げましょうという内容のものでございます。

以上、改正事項につきましては合計で六つになっております。

前回の内容については、以上になります。

それでは、早速、今回の審議事項に入らせていただきます。

まず、最後にあるカラフルな表をごらんください。

こちらの表は、屋外広告物許可システムから抽出した広告物申請数（物件数）の割合比

となっております。

本市の屋外広告物許可システムというものがあるのですが、その中で、本市に申請のある広告物のうち、有資格の管理者を要する広告物、すなわち、1基当たり10平米を超える広告物だったり、有資格の管理者を要しない広告物、また、その割合とか、実際に許可期間がどのくらいの広告物があるかという割合をまとめた表になります。

お恥ずかしい話ですが、実は、本市の屋外広告物のシステムは非常に古く、平成一桁代ぐらいのシステムをそのまま使っております。これは、非常に使い勝手の悪いシステムで、区の担当者も、何件かをまとめて1件で入力したりするので、物件数を正確に拾えていませんでした。なおかつ、今回、当会議は公開制になっておりますので、物件数をこの用紙にそのまま記載することはいたしませんでした。

ただし、①をごらんください。

管理者を要する広告物ですが、こちらの物件数といたしましては、大体1万3,000を超えるぐらいとシステムでは出ています。ただ、その1万3,000を超えるぐらいのものが、実際に1万5,000ぐらいのものなのか、それ以上のものなのか、そのあたりまではわからないのですが、少なくともそれぐらいはあるものだと思います。それをもとに、このパーセンテージで見ていただいて、大体このぐらいの割合だから何件ぐらいかということでご確認いただくと助かります。

なお、割合の見方については、四つ書いているところが多いのですが、上が矢印のもとに対するパーセンテージで、ちょっとわかりにくいかもしれません。下が全体に対するパーセンテージになっています。

例えば、⑧をごらんください。

⑧は、③のうち有資格管理者となっているのですが、③は有資格管理者を要しない広告物なのだけども、実際には有資格管理者が管理しているものになります。

これは、全体の①管理者を要する広告物のうち、申請数としては29%がこれに当たって、物件数としては31%がこちらに当たります。81%というのは、有資格管理者を要しない広告物、上の③のうち、8割方がこの有資格の管理者であり、③の有資格管理者を要しない広告物のうち、約2割は無資格の管理者ですという見方になっております。

この中で、A、B、Cとそれぞれ緑、オレンジ、赤というふうに色分けをしていますが、こちらについては、後ほどの審議事項の説明の際にお話しいたします。

それでは、今回の審議事項の2枚の用紙をごらんください。

前回の審議会では、委員さんから2点のご意見を頂戴いたしました。

まず、①ですが、掲出終了後の広告物を除却するタイミングについて、具体的な数字を入れたほうがいいのかということです。

その下に、①広告物を除却するタイミングについてということで、①の部分がブルーになっております。こちらについては、前回会議の資料を1枚めくった左側、その他の改正項目の(4)除却届の規定を設けるのところに青い枠がついておりますが、こちらについ

てご説明したときにいただいたご意見でございます。

先ほどの繰り返しになりますが、現在、除却については、直ちに除却すると条例の第17条で規定されているのですけれども、報告については報告規定がありませんでした。それについて、当初の案としては、除却についてはそのまま、報告については除却届という用紙で遅滞なく報告していただくという案を出させていただいたところでございます。

しかし、その下の参考1の条例第31条では、「次の各号のいずれかに該当する者は30万円以下の罰金に処する」として、「第17条の規定に違反した者」とあります。

第17条では、広告物等を直ちに除却しなければならないと書かれておりまして、それに違反した者が30万円の罰金となるのですが、この「直ちに」というのは、具体的にどれぐらいすると「直ちに」ではなくなるのか、そういったところがわからないというお話です。

これはごもっともな話で、「直ちに」の捉え方は皆さん違いますので、我々のほうで「直ちに」という認識でも、相手方で「直ちに」という認識ではないというお話になると、結局、この罰金規定は形骸化してしまうといいますか、結局、罰金をかけられないようなことにもなりかねません。

そこで、この除却については、具体的に「5日以内に除却」とすることを定めましょうということで修正いたしました。ただ、5日以内に除却しなければ、直ちに30万円以下の罰金にするというわけではなくて、悪質なケースで何回指導しても除却しないようなものについて、最終手段として罰金をかけるような形になります。罰金規定が形骸化しないように、除却の日を具体的に定めるといった修正案を提案させていただきます。

なお、参考2のとおり、北海道のほかの各都市の条例を見ますと、大体が5日以内に除却となっております。また、報告については、除却さえしてしまえば広告物として安全な状態になっておりますから、そこまで報告を急ぐものではないので、遅滞なく報告ということで統一されておりますが、札幌市のほうでも、道内のほかの自治体の規定に合わせて、5日以内に除却していただいて、それに対して遅滞なく報告してくださいということにしたいと考えているところです。

それでは、次に②です。第1回の審議会では、経過措置を3年ということでお話しさせていただきました。3年というのが、広告物の1回の許可期間の基本的なサイクルなものですから、1回目は経過措置として、2回目からちゃんとやるようにというお話で、提案させていただいたところです。

しかし、経過措置3年というのは長過ぎると。早急に周知を図り、少なくとも半年くらいの中に全部を臨時的に処置していくことが必要ではないかというご意見を頂きました。

こちらについては、まず、修正案の結論から申し上げますと、経過措置3年は確かに長く、1年ということで私ども事務局のほうから案を出させていただきたいと思えます。

それでは、こちらの1年に至った経緯について説明させていただきます。

まず、②の意見の中の「半年」という単語と「臨時的」という二つの単語に下線を引い

ております。そのうちの「臨時的」についてですが、まず、次のページの1番、条例改正施行に伴う臨時点検についてというところをごらんください。

点検をするとどうしてもコストがかかってしまいます。今回、大型台風や地震などもありましたが、その際も事故等が起きておらず、皆さんは、今のところはしっかりと管理等をされていると思われる状況です。ですので、条例を改正して、コストのかかる一斉点検をお願いしますということにしますと、設置者側の負担が非常に大きくなりますので、そこまでの負担は強いられないのかと考えているところです。

単純に、1件についての点検が10万円かかるとして、点検対象とする看板が1万件あったと仮定すると、総費用が10億円かかるお話になってしまいます。

先ほど、物件数のところで1万3,000以上というお話をしましたが、1万以上はございますので、13億円以上ということになります。そうなると、行政側で補助するというのも困難ですので、臨時点検については、強制ではなくて、お願いという形にしたいと考えているところです。

次に、2番の定期点検についてです。

実は、点検については、経過措置なしで施行する場合でも、広告物の申請時期によっては、初回の安全点検報告書が出てくるまで最大で約3年かかります。

これは何かといいますと、例えば、経過措置なしでやった場合、平成31年4月から施行したとします。その前の平成31年3月に更新がありまして、もう届け出を出してきたという物件があるとします。そうすると、許可を3年与えると、その次の更新時期は平成34年3月なので、結局はほぼ3年あいてしまうことになります。

ですから、経過措置なしでも結局は3年かかってしまうのですが、先ほどお話ししましたとおり、臨時点検を行っていただくと、どうしても設置者側に費用的な負担が大きいのしかかってしまいます。ですから、強制ということではなく、今回の条例改正の趣旨をご理解いただいて、本格的な点検ではなくても、なるべく自主的に安全点検を行っていただくように働きかけるなどの活動を積極的に行いたいと考えているところでございます。

実は、9月に地震が発生した際も、本市の屋外広告業登録をしている業者さん全てに対して、今回の地震や台風で看板が何か危険な状態になっているかもしれないので、自主的に点検をしていただけませんかということで、これも強制ではないのですが、お願い文書を出させていただいたところでございます。同様に、お願い文書を出させていただいたり、広く周知をすることで、安全性の担保に努めたいと考えているところです。

具体的には、管理者や業者の方はもちろんのこと、やはり費用を出すのはオーナーの方ですので、オーナーの方にも直接ダイレクトメール等でお願いする形をとったり、ホームページに掲載することはもちろんのこと、講習会などのときに対面で直接お話しできるときに、積極的な点検をお願いしたいと考えております。

次に、3番の条例改正の影響を受ける広告物及びその割合についてでございます。

今回の条例改正に伴い影響を受ける広告物は、以下の3パターンがございます。

A、B、Cとありまして、まず、Aの有資格管理者を有する広告物のうち、法人特例で管理者登録をしているものについてですが、こちらは、前回資料の別表2のグリーンの部分をごらんください。なお、前回の資料には、グリーンの色やその下の米印などはありませんでした。

まず、10平米を超える広告物については、管理者が有資格である必要があるのですが、法人管理者ということで特例的なものがあります。こちらは、例えば、個人で特殊電気工事資格と講習会を終了していなくても、例えば、社内のAさんが特殊電気工事資格を持っていたり、同じ社内のBさんが屋外広告物の講習会を終了しているといった場合でも、管理者として認めることにしましょうというものが⑦になっております。

実は、屋外広告物の申請のうち、法人管理者で登録している割合が非常に多く、1枚物の表を見ていただくと、右上のAのところ参考の囲みがありますが、そこに、①のうち法人管理者98%と記載があるように、ほぼ全てが法人管理者です。

ただし、この法人管理者というのは、管理者の名前を個人にすると、何か事故があったときに、会社ではなくて、個人が責任をかぶるような印象を受けるので、会社側としても、管理者側としても、そういったことを避けたいという趣旨で、会社として登録しているのだと思います。

⑦について、社内で違う人が資格を取っている割合はどれぐらいなのか、残念ながらシステムのほうには出てこなかったのですが、多くは、①から⑥のように個人で資格を取っているけれども、形としては、会社が法人管理者として登録しているという例が多いのではないかと推測しております。

そういったことで、別表2の①から⑥の二つの資格を持っている方は、その人が点検者になることで、そのまま安全点検報告も出せますので、影響はほとんどございません。

⑦の法人管理者については、例えば、社内に屋外広告士もしくは特殊電気工事資格や建築士などの資格を持っている人は間違いなく1人はいるので、その人が屋外広告物の講習会さえ受講していただければ点検者になることが可能ですので、影響としては非常に少ないものと思っております。

言い方としてはよくないかもしれませんが、屋外広告物の講習会は、試験に合格するという類いではなくて、講習会を受講していただければ修了者となりますので、このAの場合は影響がほとんどないものと考えております。

次に、Bに移ります。

Bは、1基10平米以下の広告物で、無資格の管理者であるものです。

1基10平米以下の広告物の場合は、管理者として無資格でも構わないというものになるのですが、条例改正によって、点検のとき、点検者は必ず有資格の者でなければいけなくなつたということで、影響が非常に大きいものになります。

こちらは別表2のオレンジの部分です。

1基当たり10平米以下の広告物については、⑧、⑨のような者でも管理者にはなれま

すが、点検者にはなれませんので、バツとしています。こちらについては、割合比の表でいいますとBの囲みの⑨になります。

⑨は、全体の物件の約7%ですので、①が、例えば、1万3,000強だとすると、大体1,000件ぐらいなのかと推測するところです。したがって、Bの1,000件ぐらいの広告物に対しては、点検時に有資格の点検者をつけなければいけないということで、非常に影響が大きくなります。

次に、Cに移ります。

Cは、1基10平米を超える広告物で、許可期間1年かつ無資格管理者であるものです。

こちらのCは、前回審議の別表の1枚前、その他の改正項目(5)の赤枠で、右上にCと書かれているところです。

これは、先ほどお話しした特例規定です。

1基10平米を超える広告物で、有資格管理者を必要として3年の許可を与えているものについて、その許可を1年以下にするかわりに無資格の管理者でもいいですよという特例になりますが、今回は、この特例規定を削除しようと考えているところです。点検者としても無資格はだめで、有資格の者が新たに点検しなければいけない上に、常時管理する管理者についても、今まで無資格だったものを有資格の管理者を置きなさいということで、今回の条例改正による影響が極めて大きい部分がこのCになります。

6月にご説明したときに、事務局側で、このCの割合は余り多くないものと考えておりましたが、経過措置も入れず、個別対応でいいと思っていたのですが、実際に調べてみると、結構な数があることがわかりました。

物件数でいいますと全体の3%ですので、500件あるかないかぐらいですが、我々の想定より多い上に影響が大きいものとなります。ですから、当初は考えていなかったのですが、経過措置の中にこのCの方も加えて、経過措置内に管理者も点検者もしっかり置いていただきたいということを考えております。

もう一度お話しすると、Aの法人管理者は非常に割合が多いのですが、講習会を修了することで基本的に問題がないので、影響は余りないと考えております。

B、Cについては、特にCについて、条例改正に伴う影響が非常に大きいと考えております。また、この二つを合わせると全体の約10%となりまして、1割ぐらいの広告物に非常に大きな影響を与えるものと考えております。

②のご意見をいただいた際に、経過措置は半年ぐらいでよいのではないかというご意見をいただいていたのですが、事務局のほうで1年とさせていただきます。その理由については、次の4番の経過措置期間についてというところに記載しておりますが、これから、その部分について説明いたします。

Aの法人管理者については、通常、私ども札幌市は、北海道さんとの共催で屋外広告物の講習会を開催しているのですが、これは2月から3月にかけて開催しておりまして、経過措置の1年以内に必ず開催されることとなります。ですから、建築士などの資格を持つ

ている方が、これらの講習会を受講していただければ、点検者の資格を満たすので、全く問題はありません。

半年の場合も、ほかの市でも屋外広告物の講習会はやっておりますし、そのほかにも、例えば、実際の事務手続は大変かもしれませんが、札幌市の講習会を早めたりすることで講習会を修了していただければ、その方が点検者になりますので、半年にしても影響は余り大きくないものと考えております。

問題は、その次のBとCの影響が大きい広告物が、経過措置を1年あるいは半年にすることでどれだけ変わるかということになってきます。B、Cの点検者なり、管理者なりについて、今まで無資格だったところに、有資格の方を用意していただく必要があるのですが、当然、外注ということも考えられます。しかし、外注すると当然コストがかかるので、内部で育てたいという業者が一定数いるものと考えております。

内部で有資格の管理者なり、点検者なりを育てましょうというときに、その下の別表に、屋外広告物関係の試験の日程を記載しておりますが、試験の合格発表は大体が冬の時期なので、経過措置を半年にしてしまうと、その半年内で資格試験に合格して、自前で管理者なり、点検者なりをそろえることは物理的にできないのです。ですから、どうしても外注になってしまうということで、費用負担が大きくなってしまいます。

それを経過措置1年にすると、実際に試験は難しいので、受かるかどうかというお話はまたありますが、物理的には自前で有資格点検者なり管理者の育成をすることが可能になります。

ですから、自前でそろえていただければ、当然コスト的にも外注よりは安くなると思いますし、通常の管理にもいい影響を与えますと思いますので、そういったことを各業者さんに勧めていただければということで、経過措置を半年ではなく、1年でいきたいと考えました。

最後にもう一つ、一番影響の大きいCの部分です。

Cは、表でいいますと⑦ですが、その上の④は許可期間が1年以下となっております。許可期間が1年以下なので、経過措置を1年にすると、経過措置内に必ず各区の土木センターに更新の申請に出向くこととなります。そのときに、こういう条例が改正されていますので、あなたのところでは有資格の管理者が必要ですよということを対面で説明することが可能になります。

これは、例えば、ダイレクトメールを送ってみたり、説明会を開催しても、結局は来てもらえないなどの可能性があるのですが、更新の場合ですと、出向かないと更新できないので、必ず来ていただけることとなります。そういったときに、確実にそういうお話をお伝えできるのは非常に大切なことで、そういった意味で、経過措置1年だと確実にできるのではないかとということで、こちらのほうで考えさせていただきました。

お話が長くなりましたが、最後に5番のまとめです。

もともと経過措置なしでも、初回の安全点検報告書の提出には最大で3年間かかります。

ただし、経過措置を半年や1年などにしても、約9割の広告物には影響がなくて、実際には1割の広告物についての影響が大きくなります。

その1割の広告物について、経過措置を半年にする場合は、安全点検報告書の提出が最大で3年半になってしまいますが、経過措置1年にとすると、安全点検報告書の提出は最大で4年になってしまいます。

もともと経過措置なしでも、報告書の提出が最大で3年のところを、3年半になるのと4年になるというその半年の影響よりも、先ほどご説明した自前で点検者を育成できることとか、より広く周知するとか、そういったことのほうが効果としては大きいのではないかと考えました。また、今回の条例改正は設置者に費用負担を強いる内容なので、そういった配慮のほうも必要ではないかということで1年と定めさせていただきました。

お話がながくなってしまいましたが、以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

この件につきましては、今、お話をいただいたとおり、事務局のほうで大変緻密な検討をしていただいたところでございます。

全体で1万3,000件余の物件を全部調べ上げて、数量的な関係を把握していただいた上で、今、お話しいただいたように、半年と1年との差とか、そういうことまでご検討いただいたようでございます。

今、1回お話を伺っただけではなかなか理解しにくいところもあるかと思いますので、もし、ご質問があればここで伺いしたいと思いますが、何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○大萱会長 特にないようでございますので、鎌田係長のほうでしていただいたご検討について、ご意見をお伺いしたいと思います。遠慮なくご意見を述べていただきたいと思います。ご発言がある方は挙手をしていただければと思います。

○新貝委員 新貝です。

ちょっと気になったのが、努力義務という関係の条例改正施行に伴う臨時点検についてです。何かがあって臨時に点検するというのに非常にコストがかかって、それを補助するのも困難なので、いわゆる努力義務としてお願いみたいなことになると思うのですが、この臨時点検というのはとても重要なことだと思います。

そこで、努力義務となると、努力はしたのにということスルーしてしまうことになりやすいと思います。

恐らく、こういう努力義務というのは、広告物に限らず、ほかのところでもそういう内容があると思いますが、例えば、実際に何パーセントやってもらえるとか、そういうデータはあるのでしょうか。

○大萱会長 いかがでしょうか。

○新貝委員 データはすぐには出てこないと思うのですが、そういうデータを加味して、努力義務ということになると、こういう重要なことを2割、3割しかやらないということ

になってしまうと思います。

例えば、逆に、臨時点検を簡易なものにする簡易点検というようなことで、コストができるだけかからない点検というものをつくって、逆に努力義務にしないで、本当の義務にするということはないのでしょうか。

○大萱会長 最も悩ましいところだと思います。

今のお話は、実際に努力義務をお願いしたときに、働きかけによって、かなりの確率で協力していただけるのかどうかということですね。努力したよというだけで実際は何もしていないということも大いに考えられるので、その辺のところはどうでしょうかというご質問かと思います。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） 確かに、努力義務でどれだけの割合で実際に点検をしていただけるかというのは、行政側でも把握できていないところでもあります。

今までの条例改正前の段階で、全く点検をしていなかったわけではなくて、条例改正前で資格はなかったかもしれないのですが、適正に点検なり、管理はしていただいているところです。今のところ、特に平成27年に事故が起きて以来、広告物を掲出される方々の安全意識は大分高まっているのかと、私どものほうでは考えているところです。

そういった中で、条例改正前から適正に点検をしていただいている中で、条例が変わったので、急遽、有資格の方の点検者をもってきて、また点検をしてくださいというところまで義務として課すのは難しいのではないかと考えております。ご理解のほどお願いいたします。

○大萱会長 そうしますと、臨時点検になるようなことがどの程度の頻度で起こるかということですね。3年ごとに定期的に報告が来るわけですから、3年以内で大きな事件とか事故が起こったときにどうするかということですね。

この前、起こったような事故がもし起こったとすれば、それは大変なことだという認識は皆さんにあると思うので、かなり聞き入れていただいて、自主的にやられると思います。ところが、そこまでいっていないときに臨時点検を依頼するかどうか。実際になってみないとわからないというところもあるかもしれませんが、例えば、その臨時点検を依頼するというのはいかがですか。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） 臨時点検をお願いするような形をとると、逆に広告物の申請率が落ちてしまう懸念も私どものほうで抱いております。

広告物については、皆様もご存じのとおり、実際に申請制度をまだ理解されていなかったり、費用的な面で申請をしてこなかったり、そういったものが実際にどれだけなのかは把握できていないのですが、一般的には各都市で半数以上はあるではないかと言われているところです。

今回、条例を改正したので、それに伴って、申請時に、必ず点検をしてください、そうすればまた認めますという形をとったときに、コストがこんなにかかるのならやっつけられないということで、逆に申請率が落ちてしまうということがあります。

もちろん、私どものほうでも可能な範囲で指導はするのですが、各自治体もそのあたりは苦慮しているところで、我々のほうで把握できない広告物が増えてしまう危険を考えると、そういったことを無理にお願いするのは難しいのかということを考えております。

○大萱会長 現場の感覚というのは、今おっしゃったようにバランスをとることがなかなか難しい部分があるかと思えます。

そういう意味では、臨時点検ということをやりに出さないということのほうがいいのではないのでしょうか。それで、常時、普段の日常的な点検を、皆さんのそれぞれの立場でやってくださいという啓発をしていくと。よほどの事件が起こって、国のほうから全国で一斉に点検しなさいというのが来れば別ですが、その辺の実態といいますか、実際に広告を掲出されておられる皆さんの業界といろいろと相談しながらやっていかなければいけないことかと思えます。

その辺は、もし何かがあったらまた審議会にかけていただいて、具体例としてもんでみるといいのかという気もちょっとします。今のお話は、ここですぐに結論は出ませんね。

事務局で何かありましたらお願いします。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） 今、会長がおっしゃったとおり、条例が変わりましたということをお知らせはしますが、そのときに、今までも適正に管理をしていただいていると思うのですが、こういった条例になりましたので、より一層の安全確認、安全強化をお願いしますという周知・啓発を積極的に進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○大萱会長 ほかに何かございましたら願います。

（「なし」と発言する者あり）

○大萱会長 それでは、基本的には事務局で考えていただいた案でよろしいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大萱会長 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局のほうにお渡ししたいと思います。

○事務局（加藤道路管理課長） 長時間にわたりご議論をいただきまして、ありがとうございます。

今後、本日の審議会事務局のほうからお示しさせていただきました案で、条例改正等についての事務を進めさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほども議論の中にありましたが、安全点検につきまして、私どもも3年に一度出せばいいという話ではなく、むしろ、日々の点検が大事であると考えております。その辺は、事故以来、機会を捉えていろいろとやってはいるところですが、今回の条例改正がまたよい機会になると思っております。

有資格点検者ということで、義務としての強化も当然必要ですが、そういう意識改革、

特にコスト負担をしていただく掲出者への働きかけといたしますか、啓蒙、啓発については、しっかりと進めさせていただきたいと思っておりますので、今後とも、何かございましたらご指導等をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（加藤道路管理課長） 本日は、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

これをもちまして、平成30年度第2回札幌市屋外広告物審議会を終了させていただきます。

以 上